

情報通信審議会 電気通信事業部会（第86回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成20年1月29日（火）14時00分～15時20分

於、総務省第1特別会議室

第2 出席委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、高橋 伸子、東海 幹夫、
辻 正次、長田 三紀、安田 雄典

（以上7名）

第3 出席関係職員

(1) 総合通信基盤局

寺崎 明（総合通信基盤局長）、武内 信博（電気通信事業部長）、安藤 友裕（総合通信基盤局総務課長）、谷脇 康彦（事業政策課長）、高地 圭輔（事業政策課企画官）、古市 裕久（料金サービス課長）、村松 茂（料金サービス課企画官）

(2) 事務局

渡邊 秀行（情報通信政策局総務課課長補佐）

第4 議題

諮問事項

(1) 答申事項

接続料規則等の一部改正について

【平成19年11月28日付け 諮問第1196号】

(2) 諮問事項

次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について

【平成19年10月26日付け 諮問第1195号（継続）】

開 会

○根岸部会長　それでは時間がまいりましたので、情報通信審議会の電気通信事業部会第86回会議を開催いたします。高橋委員が追っていらっしゃると思いますので、いらしゃれば全員ということではありますが、6名の定足数を満たしております。

まず、会議に先立ちまして、先日総務省において人事異動があったということでございますので、ごあいさつをお願いいたします。

○村松料金サービス課企画官　24日付で料金サービス課企画官を拝命しました村松でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○根岸部会長　どうもありがとうございました。

それではお手元の議事次第に従いまして議事を進めたいと思います。本日の議題は答申事項1件、諮問事項1件であります。

議 題

答申事項

接続料規則等の一部改正について【諮問第1196号】

○根岸部会長　初めに諮問1196号「接続料規則等の一部改正について」審議したいと思います。本件は、昨年11月28日開催の部会におきまして総務大臣から諮問され、12月28日までの間、意見募集を行いました。その後、提出されました意見を踏まえまして、先週25日に接続委員会において検討いただきました。そこで今日は、接続委員会の主査の東海委員から、接続委員会での検討結果についてご報告をお願いいたします。お願いいたします。

○東海委員　接続料規則等の一部改正につきまして、接続委員会における審議の結果をご報告をさせていただきたいと思います。ちょっと複雑なところがございますので、少々お時間をいただきたいと思います。お願いいたします。

まず、諮問の概要を簡単に申し上げたいと思っております。本件は、平成19年4月19日に本審議会に諮問をされ、同年9月20日付本審議会答申「平成20年度以降の

接続料算定の在り方について」を踏まえましてNTSコストの扱いをはじめ、平成20年度以降の接続料の算定方法等につきまして、接続料規則等において所要の規定整備を行うものでございます。

改正点は大きく5点ございますけれども、お手元の資料86-1の10ページ、クリップを外していただいて、10ページから、その接続料規則等の一部改正についての概要が整理されております。

まず第1点は、LRIC方式による平成20年度の接続料算定に用いる各入力値の更新でございます。これは現行モデル、第3次モデルと呼んでおりますが、これを改修した新モデル、第4次モデルを用いて更新を行うものでございます。これら更新は別表にて規定をいたしております。なお、当該入力値につきましては、昨年9月20日に開催されました第29回長期増分費用モデル研究会におきましてご了承をいただいているところでございます。

それから第2点目は、NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路費用の接続料原価への段階的な算入の問題でございます。これは、例のユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法の見直しにより、実質的にき線点RT-GC間伝送路に係るNTSコストをNTT東西のみが負担をする結果となることから、き線点RT-GC間伝送路に係るNTSコストの扱いにつきまして、NTT東西の利用部門を含む各事業者が公平に負担するようになる必要があるとの考えに立って、あくまでも当分の間の措置として従量制接続料の原価に段階的に算入することとするものでございます。

それから3点目は、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量の継続採用に関するものでございます。これは接続料設定に用いる通信量の扱いでございますけれども、現行方式が信頼性が高いと認められることから、これを継続採用するものでございます。

4点目は、いわゆる東西均一接続料の採用・維持でございます。これにつきましてもこれまで何度も議論をさせていただいてまいりましたけれども、東西別接続料を設定することにつきましては、固定電話の通話料金の地域格差につながる可能性があり、十分な社会的コンセンサスを得ることは困難であること、また、西日本を営業区域とする電気通信事業者に対する通話料金の値上げ圧力が比較的大きいこと等を勘案いたしまして、NTT東西の接続料原価及び通信量等を合算の上、接続料を算定するものでございます。

最後の5点目は、PHS基地局回線機能の接続料原価に対するNTSコストの加算で

ございます。これは平成16年10月19日付でこの審議会答申「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」におきまして、PHS基地局回線は既にNTSコストの一部を負担する仕組みとなっていたことから、残りのNTSコストは初めの数年間は原価に算入されないよう配慮がなされるべきという考え方が示されてきたわけであります。このため、平成17年度及び18年度接続料につきましては、NTSコストが加算されていなかったわけですが、平成19年度については費用負担の公平性の観点から接続料規則第3条による特別許可により残りのNTSコストの3分の1を接続料原価に加算されているわけであります。今回省令改正において、平成20年度からNTSコストを加算するよう規定整備するものでございます。

以上が諮問の概要でございます。

本件につきましては、先ほど部会長からお話があったとおりのスケジュールによりまして意見募集をし、また接続委員会で審議をしたところでございます。今回寄せられました意見及びその考え方につきましては、お手元の資料の3ページにいつもの横長の資料で整理をいたしております。

ポイントだけご説明をさせていただこうと思いますが、まず、今の資料の最初のページですが、3ページをおあげいただきまして、その意見の1をごらんいただきますと、光ファイバに適用される経済的耐用年数は過去の撤去実績のみで算定することは適切ではなくて、光ファイバ関連技術の進展による耐用年数の長期化を加味した上で推計を行うべきという意見が寄せられました。

これに対しましては、右の考え方1に書きましたとおり、今回省令において規定された光ファイバの経済的耐用年数の見直しにつきましては、答申にも示されておりますけれども、最新の設備利用状況等を踏まえつつ、直近の新規取得量の急激な拡大の影響があらわれにくい撤去法を採用いたしまして、決定係数及び推計の精度が高いゴンペルス関数及びワイブル分布を残存関数として再推計した結果を踏まえたものであり、基本的に適切なものだという判断をいたしております。また、光ファイバにつきましては最新の利用状況等の実績把握が可能なため、当該経済的耐用年数の推計に際してメタルケーブルの経済的耐用年数をあえて考慮に入れてしまいますと、逆に客観性に欠けるということになりますし、算定条件の中立性をも損なうということになりますので、適当ではないという考え方を示させていただきました。

ただし、光ファイバの経済的耐用年数の推計方法につきましては、さまざまなほかの

課題との関係もあり、今後の技術革新や市場環境の変化等を踏まえまして、必要に応じて検討を加えていくということが適当という考え方をなお書きに示させていただきました。

次のページ、4ページの意見の2でございます。これは交換機及び、き線点遠隔収容装置は長期にわたって利用する蓋然性が高く、実際に長期にわたって利用することを前提に設計され、ユニバーサルサービス費用の主要なコストドライバーでもあることから、経済的耐用年数はそれぞれ30年とすることが適当と、こういったご意見でございます。

このご意見に対しましては、考え方2にまとめました。考え方1でも触れましたけれども、交換機及びき線点遠隔収容装置の経済的耐用年数につきましては、答申にも示されておりますけれども、新モデル、第4次モデルにおける経済的耐用年数の補正方法の見直しを踏まえた算定方法を用いて、最新の実績データをもとに算定されたものでございます。その意味で、基本的に適切なものという判断をいたしております。

また、今回省令において規定する、き線点RT-GC間伝送路の費用を従量制接続料原価に算入する措置につきましては、あくまで当分の間の措置でございます。さらに、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法の見直しにより、補てん対象額が抑制される措置が講じられたことを踏まえまして、当該補てん対象額のさらなる抑制を意図するために、交換機及びき線点遠隔収容装置の経済的耐用年数を30年とするということは算定条件の中立性を損なうこととなりますので、適当でないという考え方にいたしました。

ただし、これら経済的耐用年数の算定方法につきましては、先ほど申し上げましたとおり、技術革新や市場環境の変化等を踏まえて必要に応じて検討することが適当というなお書きをつけさせていただきました。

それから同じ4ページの意見の3でございますが、これはNTSコストは基本料で回収されるべきコストであり、NTSコストの扱いを見直す今回の省令案は適当でないと、こういったご意見でございます。

考え方3をごらんいただきたいと思います。冒頭の諮問概要の説明でも申し上げましたけれども、今回の省令案はユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法の見直しに伴いまして、実質的にき線点RT-GC間伝送路に係るNTSコストをNTT東西のみが負担をする結果となりますので、当該コストをNTT東西の利用部門を含む各事業者が公平に負担するようにするため、あくまでも当分の間の措置といたしまして、

従量制接続料の原価に算入することを規定するものでございます。したがいまして、答申を踏まえたものとして適当という考え方を示させていただきました。

続きまして5ページの意見の4でございます。これは、き線点RT-GC間伝送路費用を加入者交換機能と公衆電話機能、またはPHS基地局回線機能とで二重に回収することとならないよう、公衆電話またはPHS基地局回線機能に加算されるNTSコストから当該費用を控除するための規定が必要という意見が寄せられたものでございます。

これに対しましては、考え方の4でまとめております。公衆電話機能とPHS基地局回線機能の接続料につきましては、ともに加入電話の基本料と同様に加入者回線等に係る費用を原価として算定されておりますので、NTSコストのうち当該各機能に係るものを段階的に接続料原価に加算することが可能とされているところでございます。他方、今回の省令案では、事業者の意見にもございます、今の意見にもございますように、き線点RT-GC間伝送路費用につきましては加入者交換機能の接続料原価への段階的算入を可能とする一方で、当該費用を公衆電話機能及びPHS基地局回線機能の接続料原価にも引き続き算入することとされておりますので、公衆電話機能を利用する接続事業者は本来はこの接続料原価から控除されなければならないき線点RT-GC間伝送路費用を含んで算定された接続料を支払うおそれが生ずることとなります。このため、総務省においては、公衆電話機能等の接続料原価に適正額を超えるき線点RT-GC間伝送路費用を控除して算定するように、所定の規定整備を行うよう検討することが適当という考え方を示させていただきました。この点については、また後ほど報告書のところでも触れさせていただきたいと思っております。

ただし、平成20年度の公衆電話機能の接続料につきましては、既に接続料改定の認可申請がなされております。本審議会に諮問されておりますので、NTT東西におきましては、総務省の所要の規定整備の前であっても、適正額を超えるき線点RT-GC間伝送路費用を算入することがないよう算定した接続料を速やかに補正申請をすることが適当という考え方を加えました。さらに、平成20年度のPHS基地局回線機能の接続料につきましては、今後長期増分費用方式に基づく平成20年度の接続料等の改定にかかる接続約款の変更認可申請がなされることと考えられますので、やはり総務省の所要の規定整備の前であっても、適正額を超えるき線点RT-GC間伝送路費用を算入することがないよう算定した接続料を、これは認可申請をすることが適当との考え方を示させていただいております。

次に意見の5でございます。6ページでございます。これは、き線点RT-GC間伝送路費用については、ユニバーサルサービス制度の見直しとともに加入電話基本料のあり方とあわせて検討することが適当というご意見でございます。

これに対しましては考え方5をごらんいただきたいと思えます。繰り返してお話し申し上げますが、今回省令において措置されるき線点RT-GC間伝送路費用の従量制接続料原価への算入は、あくまでも当分の間の措置として行われるものでございます。このため、今後、平成20年度よりユニバーサルサービス制度の見直しを行い、き線点RT-GC間伝送路費用の扱いを含めて所要の結論を得ることが適当との考え方を示させていただきます。この際、ユニバーサルサービス制度の見直しの検討に当たりましては、き線点RT-GC間伝送路費用の扱いが加入電話の基本料とも密接に関連をいたしますので、これとの整合性を確保しつつ検討を行うことが適当との考え方をなお書きに加えさせていただきました。

次に、同じ6ページの意見の6でございます。これはNTSコストを接続料に段階的に算入させる条件として、光ファイバがメタルケーブルよりも耐用年数が短いとする合理的な根拠がないため、き線点RTについても経済的耐用年数を30年とするなど、適切なパラメーターにすることが必要というご意見でございます。

既に考え方2において基本的考え方を示させていただいておりますので、説明は割愛させていただきたいと思えます。

続いて7ページ、意見の7でございます。今後のトラヒック減少等の環境変化が予想されるため、必要に応じ、適用期間中にも接続料水準の見直しの検討が必要という意見が寄せられたものでございます。

これにつきましては、考え方7をごらんください。答申にも示されておりますけれども、電気通信分野の市場構造が今後一層急速に変化していくことが見込まれる中で、適用期間内に新モデルが機能しなくなるおそれが明確な状況になった場合におきましては、平成22年度を待たず、必要に応じ、接続料算定のあり方について検討を開始することは必要と考えておりますので、その旨を示させていただきました。

最後に、7ページの意見の8でございます。東西別接続料の設定については、社会的コンセンサスの状況にも配慮しつつ、東西別の接続料設定を行う方向で検討を継続することが必要というご意見でございます。

考え方8でございます。答申にも示されておりますけれども、接続料規則における

接続料原価算定の原則や、NTT東西を別々の地域会社として設立した経緯からすれば、本来東西別に接続料を設定することが基本と考えております。他方で、東西別接続料を設定することにつきましては、先ほども申しあげましたけれども、固定電話の通話料金の地域格差につながる可能性があり、十分な社会的コンセンサスを得ることが困難と考えられること、また、西日本を営業区域とする電気通信事業者に対する通信料金の値上げ圧力が比較的大きいこと等を勘案いたしまして、東西均一接続料を採用することには合理性が認められるものと考えております。ただし、今後接続料算定方法の見直し、NTT西日本が実際に行う効率化が接続料に十分反映されるようになる場合におきましては、東西別接続料の設定についての社会的コンセンサスの状況にも配慮しながら、東西別の接続料設定を行う方向で改めて検討することが適当という考え方を示させていただきました。

以上が、今回の省令案に寄せられました意見とその考え方でございますが、当委員会といたしましては、1ページの報告書の1にございますとおり、今回の接続料規則等の一部改正につきましては諮問のとおり改正することが適当との報告をさせていただくものではございますけれども、ただし、先ほどの考え方の4を踏まえまして、3つの要望を加えているところでございます。大切な点でございますので、読ませていただきたいと思います。

まず、今回の接続料規則等の一部改正では、き線点RT-GC間伝送路費用について加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入を可能とする一方、当該費用を公衆電話機能及びPHS基地局回線機能の接続料原価にも引き続き算入することを可能としていることから、公衆電話機能等を利用する接続事業者は、本来接続料原価から控除されるべきき線点RT-GC間伝送路費用を含んで算定された接続料を支払うことが必要となるおそれがあるわけです。したがって、総務省においては公衆電話機能等の接続料原価に適正額を超えるき線点RT-GC間伝送路費用を控除して、除いて算定するように、所要の規定整備を行うよう検討することと、1つ加えました。

また、公衆電話機能とPHS基地局回線機能の現在の申請手続状況が異なっておりますので、これを別に2つ加えております。総務省においては、平成20年度の公衆電話機能の接続料については、既に今回の接続料規則等の一部改正に基づき算定された接続料の認可申請がなされており、本審議会に諮問・審議されていることから、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対して、本規定整備の前であっても、その

趣旨を踏まえ、適正額を超えるき線点R T - G C間伝送路費用を算入することがないよう算定した接続料を速やかに補正申請を行うよう要請すること。

次に、総務省においては平成20年度のPHS基地局回線機能の接続料については、今後、長期増分費用方式に基づく平成20年度の接続料等の改定に係る接続約款の変更の認可申請がなされる予定となっていることから、NTT東西に対して、本規定整備前であっても、その趣旨を踏まえ、適正額を超えるき線点R T - G C間伝送路費用を算入することがないよう算定した接続料を認可申請をすることを要請すること。

以上3つでございますけれども、一連の措置をそのような形でもって要望事項として加えさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○根岸部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたら、どうぞお願いいたします。よろしいですか。

それでは、今いただきました接続委員会からの報告書がありまして、そのすぐ後ろに同じ内容の答申書（案）というものがありますが、中身は同じであります、今東海委員のほうからご報告がございましたように、基本的に本件、接続料規則等の一部改正については諮問のとおり改正することが適当だというのが結論であります、次の点が確保されることを要望するというので、総務省に対して要望がついております。

3つあるんでしょうか、1つなんですけれども、総務省においては公衆電話機能等の接続料原価に適正額を超えるき線点R T - G C間伝送路費用を控除して算定するように、まず所定の規定整備を行うように検討すると、これが要望であります。

そして、しかし現時点で平成20年度の公衆電話機能の接続料につきましては、認可申請が行われているということで、現在この審議会に諮問・審議されているということでもありますので、この規定改正整備前であっても、その趣旨を踏まえて適正額を超えるき線点R T - G C間伝送路費用を算入することがないように補正申請を行うということを要望しているということ。

それから、平成20年度のPHS基地局回線機能の接続料につきましては、認可申請を平成20年度の接続約款の変更認可申請がなされる予定ということでもありますので、NTT東西に対しまして、この規定整備前であっても今ご説明がありましたような趣旨を踏まえまして、適正額を超えるき線点R T - G C間伝送路費用を算入することがない

ように算定した接続料を認可申請するということを要請すると、こういう要望、要請と
いうのがついておりまして、これを添付しておりまして、この要望というものをつけて
この答申をすると、そういうことでございます。

よろしいでしょうか。

それでは、この答申書（案）というのを答申ということでさせていただきたいと思
います。どうもありがとうございました。

諮問事項

次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について【諮問第1195号】

○根岸部会長　それでは、続きまして諮問事項のほうでありますけれども、諮問第11
95号「次世代ネットワークに係る接続料の在り方」について審議いたします。本件は、
昨年10月26日のこの部会におきまして総務大臣から諮問され、その後接続委員会
において検討いただいております。

本件につきましても、接続委員会の主査の東海委員から検討結果の概要につきまして
報告をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○東海委員　それでは私からは、次世代ネットワークに係る接続料ルールのあり方につ
きまして接続委員会において調査・審議した結果の概要を簡単にご報告させていただ
いて、その後、事務局からお手元の報告書に従いまして詳細をご説明いただくという形を
とらせていただきたいと思いますと思っております。

本件につきましては、NTT東西が次世代ネットワークを用いた本格商用サービスを
本年度下期、3月だろうと思っておりますが、開始することを受けまして、まず総務省にお
いて行った本件にかかわる接続ルールのあり方に関する提案募集の結果を踏まえまして、
昨年10月26日に総務大臣からの諮問を受けたものでございます。

本件の検討に際しましては、まず第一種指定電気通信設備の指定及び指定の範囲や、
次世代ネットワークの設備・機能のアンバンドル、それから接続料の算定方法等の次
世代ネットワークに係る接続ルールのあり方を整理するため審議を重ねてまいりました。
具体的には、まず昨年11月13日にNTT東西にご出席をいただいて、第1回の自
由討議を行いました。その後、この事業部会との合同ヒアリングを行いました。さらに

2回の自由討議を行いまして、その後論点整理を2回行いました。これを踏まえまして、今月の15日に報告書の骨子案を、そしてまた今月の続く22日に報告書案をそれぞれ審議いたしてまいりました。こうした全7回に及ぶ接続委員会での調査・審議を経まして、お手元にございます資料86-2のとおり、接続委員会としての整理を報告書として取りまとめさせていただいたわけでございます。

具体的には、この報告書の目次にございますように6章立てでございます。第1章は「はじめに」、第6章は結び的な表現のものでございますが、中身は4つの大きな項目に分けて整理をしたところでございます。基本的にこういう形での報告書を取りまとめたという概要を私からはお話し申し上げまして、詳細につきましては事務局からご説明をいただくこととしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○根岸部会長　　お願いたします。

○古市料金サービス課長　　それでは、お手元の資料86-2に基づきまして、「次世代ネットワークに係る接続料ルールの在り方について」、報告書の内容をご説明をさせていただきます。今回、便宜上、報告書のポイントにつきまして、報告書の中に下線を引かせていただいておりますので、その部分を中心にご説明をさせていただきます。

まず第1章「はじめに」ということで、1ページ目、2ページ目、3ページ目が昨年10月の諮問時にご説明をさせていただきましたNTT東西の次世代ネットワークの概要について記述をさせていただきます。次に4ページ目、5ページ目、6ページ目、7ページ目までが、現在の接続制度の概要について、これも概要記述をさせていただきます。

次に8ページ目、第2章、ボトルネック設備に着目した特別な接続ルールの対象範囲となる、いわゆる第一種指定電気通信設備の指定範囲についてでございます。この第一種指定電気通信設備の指定の考え方でございますが、8ページ目にありますとおり、全加入者回線の過半数を占める加入者回線及びこれと一体として設置される設備であり、かつその接続が他事業者の事業展開上不可欠であり、また利用者の利便性確保の観点からも不可欠であること、こういった基準に基づき、市場動向等を勘案しながら個別具体的に判断をしてきているものでございます。

1ページ飛んでいただきまして、10ページ目以降がNTT東西の次世代ネットワークの具体的な取り扱いについてでございます。その次、11ページ目でございますが、このNGNに対しての指定についての考え方でございます。NGNは、以下の3つの視

点から第一種指定電気通信設備に指定することが必要である。1点目としては、NGNに接続をする事業者の中にはみずからネットワークは構築せずに、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者（Fixed Virtual Network Operator）いわゆるFVNOが多数存在する。このような事業者に対しては、NGNと同様のネットワークの構築を求めることは現実的ではない。現に地域IP網に接続しているISP事業者が160社に達する中で、NGNでも同様のサービス提供を要望している状況にあり、NGNはFTTHサービスの70%を超える利用者に対してサービス提供が可能なネットワークであることを踏まえれば、ISP事業者をはじめとしたFVNOにとって利用の公平性が確保された形でNGNとの接続を行うことが事業展開上不可欠であると考えられる。また、FVNOの新規参入を促進し、もって利用者が多種多様なサービスを楽しむ環境整備に資する観点からも、NGNを第一種指定電気通信設備に指定することが必要と考えられる。

次に2点目の視点でございますが、ネットワークをみずから構築し、保有している事業者（Fixed Network Operator）いわゆるFNOはFVNOとは異なり、NGNと同様のネットワークを構築することは理論上は可能であるが、しかし、他事業者のNGNと同様のネットワークはその商用開始時期がまだ定まっておらず、現時点でどの程度NGNと代替性を持つかを判断できない他事業者のネットワークを考慮して、NGNの指定の可否を判断することは適当ではない。したがって既存網を有する事業者にとっても自網とNGNを接続することは、以下のような観点、すなわちNGNは音声サービスを例にとっても、0AB～JIP電話市場のシェア75%を超えるひかり電話ユーザに対しサービス提供可能なネットワークであり、NGNのひかり電話ユーザに着信するサービスを提供することはその事業展開上不可欠であること。また、イーサネットサービスについて、NGNでは従来の県域を越えた県間のサービスを提供することとしていることから、NGNと接続可能であることが他事業者にとって事業展開上は不可欠であり、また公正競争を確保する観点からも必要であること。こういった点にかんがみれば、NGNを第一種指定電気通信設備に指定することが必要であると考えられる。

また3点目の視点としては、メタル回線をアクセス回線とするネットワークについては、利用者がアクセス回線はNTT東西と契約し、コア網は他事業者と契約するというサービス提供形態を実現することは可能となっております。他方、光ファイバ回線をアクセス回線とするネットワークにおきましては、13ページの中段にありますとおり、

NTT東西のFTTHユーザはNGNの収容ルータに収容されると、現時点ではコア網としてNGN以外の他事業者網を選択することはできないことから、他事業者がNTT東西のFTTHユーザに対しサービス提供するためにはNGNと接続することは不可欠であり、またNGNのユーザが多種多様なサービスを享受できるようにするためには多様な事業者がNGNに接続することは不可欠である。この点、NGNはメタル回線をアクセス回線とするコア網に比して、他事業者にとっての事業展開上の不可欠性や利用者利便の確保の観点からの不可欠性が一層高まるという特性を有している。

以上3つの視点を踏まえた上で、NGNについては第一種指定電気通信設備として指定することは適当としてるところでございます。

次に、地域IP網の扱いでございます。これにつきましては、14ページ目の下のところに考え方をまとめております。14ページ目以降でございますが、地域IP網は少なくともメタル回線を利用したADSLサービス等が継続される限りは、地域IP網がNGNと並存する状況は当面継続することとなる。また2010年度時点の地域IP網のBフレッツユーザは現在よりもその加入数を拡大するとともに、NGNのBフレッツユーザを依然として上回る状況が想定されている。以上を踏まえれば、少なくとも2010年度時点を見据えた場合、地域IP網との接続は引き続き他事業者にとって事業展開上は不可欠であり、利用者利便の確保の観点からも不可欠である状況に変わりはない。また、収容局接続についても、当該形態による接続を可能とするよう求める意見が示されており、また、今後ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展する中で、他事業者がみずから調達したアクセス回線等収容ルータに接続する形態が増えていくことも想定される。このため、当該接続形態における利用の公平性も引き続き確保することが必要である。

加えて、NTT東西のFTTHユーザは、先ほども申しあげましたとおり、コア網として地域IP網以外の他事業者網を選択することはできないことから、他事業者の事業展開上の不可欠性等をより一層高めることが想定される。したがって、地域IP網は第一種指定電気通信設備に指定することが当面必要ではないかとしております。

次に、ひかり電話網の扱いでございます。17ページをおあげください。ここに具体的な考え方をまとめてございますが、ひかり電話網のルータは、2004年度に第一種指定電気通信設備の指定対象外とされたわけでございますけれども、同年度末のひかり電話が4,000チャンネルであったのに対して、2006年度末は317万チャンネル

ルと、約800倍に増加している状況でございます。これは改めてボトルネック性を検証する場合必要があると位置づけられた「NTT東西のIPデータ網のルータが多くの端末系伝送路設備を収容する場合」に該当する状況と考えられるところでございます。

このOAB～JIP電話市場につきましては、2007年6月時点の番号数が500万番号ということでございまして、またIP電話の合計に占める割合も33%に上昇しているということから、番号数の観点から、OAB～JIP電話市場はその重要性が飛躍的に現在高まっていると考えられるところでございます。また、このOAB～JIP電話市場におけるNTT東西のシェアは2007年6月時点で約75%ということでございまして、2004年度当時と比較すると、このOAB～JIP電話市場の位置づけや、この市場におけるNTT東西のシェアの状況は全く異なっており、固定電話事業者や携帯電話事業者の事業展開上不可欠である、また、利用者利便性の確保の観点から不可欠となっている状況にあると考えられるところでございます。

加えて、現在ひかり電話網は接続料が相対で決定されておりますが、コストに適正利潤を加えた事業者間均一の接続料の設定を求める意見も示されている状況でございます。さらに、ひかり電話網は光ファイバ回線をアクセス回線としており、先ほども申し上げましたとおり、他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等をより一層高めると考えられることから、第一種指定電気通信設備にひかり電話網を指定することが必要としているところでございます。

最後に装置類の関係でございますが、これは19ページ目でございます。加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に装置類だけ切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない。したがって、引き続きこれら装置類については第一種指定電気通信設備に指定することが当面必要であるとしております。

続きまして第3章、次世代ネットワークに係る設備・機能の細分化、いわゆるアンバンドルについてでございます。アンバンドルとは、他事業者が、第一種指定電気通信事業者の設備・機能のうち必要なもののみを細分化して使用できるようにすることであり、他事業者が要望する設備・機能について技術的に可能な場合はアンバンドルして提供しなければならないという考え方が1996年の審議会答申で示されているところでございます。

21ページ目が検討上の留意点でございますが、NGNのアンバンドルを検討するに

際しても、今申し上げた1996年答申で示されたアンバンドルの基本的な考え方は踏襲すべきであると考えられる。ただし、オペレーションシステム等の改修に多大なコストを要する場合もあることから、他事業者の具体的な要望を踏まえつつも、NTT東西に過度の経済的負担を与えることとならないように留意することも必要である。また、NGN固有の事情を考慮することも当然必要でございまして、具体的には1点目として、一の設備を複数の機能にアンバンドルするなど、設備面だけでなく、機能面に着目したアンバンドルの検討が必要となると考えられる。また2点目として、既存サービスと同様のサービスについては、サービスの継続提供を可能とするように配慮することが必要、ただし、PSTNでアンバンドルされていた機能と同様の機能をすべてアンバンドルすることの適否については、PSTNとIP網との間の構造上の相違や技術的な実現可能性等を踏まえ、他事業者からの具体的な要望に応じて検討することが適当である。3点目といたしましては、NGNの技術や機能は今後どのように変化・発展するかが現時点では明確に予想できないことから、サービス開始当初のアンバンドルは必要最小限のものとし、今後のサービス展開の自由度を確保するように配慮することも必要といたしております。

次に、各機能の具体的なアンバンドルの要否でございしますが、最初にフレッツサービス機能のアンバンドルについてでございます。これは22ページの下からでございますが、考え方といたしまして、NGNにおいてフレッツ相当のルーティング伝送機能相当の機能等をアンバンドルする必要があるかどうかは、現在想定されている収容局接続、ISP接続、IP-IP接続の各接続形態について接続料を設定する必要があるかどうかという観点から検討することが必要となる。まず、収容局接続についてでございますが、以下の点、すなわち競争事業者からは速やかにこの機能をアンバンドルして提供することが要望されていること、今後ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展する中で、他事業者がみずから調達したアクセス回線等を収容ルータに接続する形態が増えていくことも想定されること。既存の地域IP網で存在していた収容局接続による接続形態を用意しておくことが、事業者による今後の創意工夫を生かした多様な利用形態でのNGNへの参入を促進すると考えられること。こういった点にかんがみれば、地域IP網と同様にアンバンドルすることが当面必要と考えられるとしております。

次に、ISP接続についてでございますが、ISP接続につきましては、接続料が設定されるとNGN等をコストに適正利潤を加えた額で利用可能となり、安価な料金でサ

サービス提供が期待され、その結果サービス競争が促進されることとなる。他方、特定のISP事業者向けに接続先を限定することが、現在の地域IP網、NGNではできない仕様となっているため、接続料設定に技術的な問題があるという側面もございます。また、ISP事業者がエンドエンド料金を設定できるようにするためには、これはまさに分岐端末回線単位の接続料を加入光ファイバの部分について設定されることと等値でございますので、この後出てきますが、第4章の「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」に関する意見招請結果等を踏まえて、改めて整理を行うことが適当ではないかとしております。

次に、IP-IP接続についてでございます。NGNでは、テレビ電話サービスは収容局接続ではなくIP-IP接続の形態で提供される予定となっております。この場合、NTT東西同士であっても、お互いのIP-IP接続に係る機能を活用してサービス提供をすることとしており、また今後NTT東西以外のIP網とのIP-IP接続やIP電話サービス以外での利用形態も増えていくことが想定されることから、IP-IP接続に係る機能もアンバンドルすることが必要であるとしております。

次に、IP電話サービス機能のアンバンドルについてでございます。これは25ページ目をお開きください。25ページ目中段にありますとおり、IP電話サービス機能につきましては、他事業者から接続料設定を求める意見が示されていること、また接続料設定が技術的に実現不可能とは言えないこと、さらに当該接続料は相対取引で決まっているため、公正競争上大きな問題となっているとの意見が示されていること。これを踏まえますと、少なくともIGS接続の形態に関して言えばアンバンドルすることが必要ではないかと考えられる。また、IP電話のIP-IP接続につきましては、NTT東西のNGN間のIP電話サービスの接続は当該形態のみで行われることとなること、IGS接続は今後減少し、IP-IP接続は増えていくことが想定されることなどにかんがみれば、IP-IP接続に係る機能についてもアンバンドルすることが必要であると考えられる。

なお、IP-IP接続について、今後QoSを確保するサービスとそれ以外のサービスなど、これまでとは異なる視点でのアンバンドルの要否が競争政策上の問題として生じる可能性もあり得ることから、この点さらに検討を深めることが適当といたしております。

次にイーサネットサービス機能のアンバンドルについてでございます。これについま

しては27ページ目をお開きください。考え方といたしましては、イーサネットサービスはユーザのネットワーク全体を単一の事業者が一括して提供することが望ましいという特性があること、また今後イーサネットサービスに係る需要が高速化することが想定されることにかんがみれば、NTT東西が県間のサービスに進出するに際しては、公正競争を担保する措置をとることが必要であり、イーサネットサービスに係る機能のアンバンドルをすることが必要と考えられる。ただし、NTT東西からは、他事業者網との間の通信のみを取り出して接続料化することは困難との技術的な問題も提示をされているところでございますが、これにつきましては、通信対地ごとに論理チャンネルが定まっているPVCタイプの場合にはこの問題は該当しないものと考えております。また、NTT東西は、そういったPVCタイプの接続料設定にはシステム改造費用として少なくとも10億円程度の費用が必要になるとしているところでございますが、これも接続料原価に算入し接続事業者間で負担すればよいことから、これをもって接続料設定上の技術的問題があるとは言えないと考えられるといたしております。

次に、帯域制御機能等のアンバンドルでございます。これは28ページ目の下でございますが、具体的な考え方といたしましては、現時点でNGNが実装していない機能についてアンバンドルを求めることは現実的ではない。この点、NTT東西は、今回のNGNは回線認証機能、セッション制御機能、品質制御機能を実装することから、これらを対象にアンバンドルの可否を判断することが適当であるということでございます。

次のページでございますが、回線認証機能等については、これら機能を活用して具体的にどのようなサービスを提供するのかが明確でないと、技術的に実現可能であるか否かの判断は困難である。この点、競争事業者からは、アンバンドルを求める意見は示されているものの、例えばNGNの転送機能とは切り離して帯域制御機能等をどのように利用してサービス提供することを想定しているのかが明確ではないので、技術的な実現可能性を含めたアンバンドルの可否が判断できない状況にある。いまだ具体的なサービス提供形態や接続ニーズ等が明確でない段階でアンバンドルの可否を判断することは、将来あらわれるサービスの芽を事前に摘むことになりかねないので抑制的に対応することが必要である。

したがって、現時点でアンバンドルの可否を判断することは時期尚早であるが、アプリケーションサーバとネットワークのインターフェースであるSNIの外にある機能か、

それともNGNが実装する機能であるかについて検証した上で、NGNが実装する機能であれば、適時適切にアンバンドルの要否を検討することが必要としております。

続きまして、機能の段階的発展等への対応でございます。NGNは現在実装している機能に加えて段階的に新たな機能が追加されることが想定される。また現在PSTNでアンバンドルされている機能と同様の機能について、NGNでもアンバンドルを求める要望が多数出てくることも想定される。他方、一定期間利用実績がない機能であれば、あえてアンバンドルしておく必要がないことから、既存のアンバンドル機能の必要性についても適時適切に検証していくことが必要となる。この点、2007年度から、競争セーフガード制度の運用を開始しまして、第一種指定電気通信設備の指定要件・指定範囲については毎年度検証することとしているところでございますが、これにアンバンドルの要否も検証対象に加えるよう、このガイドラインを改定することが適当といたしております。

最後に、標準的な接続箇所でございます。これは31ページ目をおあげください。收容局接続につきましてはアンバンドルする必要は存在していることから、收容局に標準的な相互接続点(POI)を設置することが必要となる。この場合、地域IP網における收容局のPOIの設置場所と同様の場所に設置することが適当と考えられる。また、IGS接続やISP接続については、現行の地域IP網等と同様の場所にPOIが設置される予定となっており、基本的に問題ないと考えられる。ただし、ISP接続では、特に中小のISP事業者の負担を軽減しつつ、NGN・地域IP網双方に接続可能とする方策について、その実現の可否を含めて検討することが適当である。多種多様な事業者がさまざまな形態で接続を行い創意工夫を生かしたサービスを提供するためには、接続が容易な箇所にPOIが設置されることが望ましいため、過度の経済的負担とならない限り、事業者の要望に応じて適時適切にPOIの設置を行うことが適当であるとしております。

続きまして第4章、接続料の算定方法等でございます。33ページ目をおあげください。接続料算定方法の基本的な考え方でございますが、NGNにつきましては実質的には2008年度の接続会計からNGNに係る費用等が整理されることとなるので、NGNの接続料を実績原価方式で算定可能となるのは、早くても2010年度の接続料からということになります。またLRIC方式につきましては、NTT東西の新規投資のインセンティブを失わせることがないように留意することが必要でありまして、今後NG

Nの提供エリアが全国展開された段階でその提供の是非等を判断することが適当である。したがって、少なくとも商用開始から2009年度までの接続料については、実績原価方式やLRIC方式で算定することは現実的ではなく、将来原価方式等の採用が現実的な選択肢となるとしております。

次に具体的な接続料の設定でございますが、まずフレッツサービス機能の接続料についてでございます。これにつきましてはNGNと地域IP網の接続料の合算算定を行うかどうか、1つ問題となるところでございますが、34ページにございますとおり、以下の理由、すなわちNGNは、地域IP網とは別に新たに構築するネットワークであることから、それぞれの接続料を算定することが原則であること。また、地域IP網はメタル回線の巻き取りが行われないう以上、ADSLサービス等に利用されるコア網としてNGNと並存し続ける状況が当面想定されること。こういった理由から別個に接続料設定をすることが適当である。ただし、NGNの接続料と地域IP網の接続料が異なると、利用者の混乱を招来するおそれがあることなどから、接続料を算定する際に、地域IP網とNGNの関係を検証するなど、NGNの稼働後の状況を踏まえた対応も必要となるとしております。

具体的な接続料の算定方法といたしましては、NGNの商用開始後の一定期間、少なくとも接続会計におけるNGNの扱いが未確定である2009年度接続料までは、将来原価方式により算定することが適当と考えられる。ただし、上記予測を行うためには、NGNのルーティング伝送機能相当の機能の費用を他の費用から分計するための必要なコストドライバの検討に一定期間要することから、当分の間は現行の地域IP網のルーティング伝送機能の接続料を暫定的に適用することが適当としております。しかし、NTT東西においては、原則として2008年度内にコストドライバで分計した費用に基づき算定した接続料について約款変更認可を受けられるようにすることが適当である。ただし、コストドライバに係る実績データを把握するためにシステム構築が必要となるような場合であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができないような場合につきましては、システム構築後、2009年度内にコストドライバで分計した費用等に基づき実際費用方式で算定した接続料について約款変更認可を受けられるようにすることが適当といたしております。

次に、IP電話サービス機能の接続料についてでございます。35ページ目をおあげください。これにつきましてもフレッツサービス同様、NGNとひかり電話網の合算算

定をするかどうかというところが1つの問題となります。これは35ページの中段にございますように、基本的にはそれぞれのネットワークの機能ごとに接続料を算定することが原則ではございますが、以下の点、すなわちNGNとひかり電話網は商用開始時から中継ルータ同士で横つなぎされ、IGS接続については同一のIGSにPOIを設置することなど、この両ネットワークは一体性が高いと考えられること。また、それぞれのネットワークで接続料水準が異なることが、利用者料金の差異につながり、一物二価が生じるとともにいずれのネットワークを利用しているか判別困難な利用者の混乱を招来するおそれもあること、こういった点にかんがみれば、NGNとひかり電話についてはフレッツサービスとは異なり、両者を合算して同一の接続料を設定することが適当と考えられるといたしております。

具体的な接続料の算定につきましては、少なくとも2009年度接続料までは将来原価方式により算定することが適当と、ただし、コストドライバの検討に一定期間要することから、当分の間は現在のひかり電話の接続料に準拠した形での接続料を接続料を暫定的に適用することとすることが適当といたしております。そして、フレッツサービス機能の接続料と全く同様に、NTT東西においては原則として2008年度内に接続料について約款変更認可を受けられるようにすることが適当といたしております。

次に、イーサネットサービスに係る機能の接続料についてでございます。これも、少なくとも2009年度接続料までは将来原価方式により算定することが適当と考えられるところですが、イーサネットサービスにつきましてはPVCタイプを新たに提供可能とし接続料を設定するためには、少なくとも10億円程度の改修費用と1年程度の改修期間を要するとNTT東西はしているところでございまして、少なくとも2008年度内に将来原価方式で算定した接続料について約款変更を行うことは困難である。このため、商用開始後当分の間は、相対取引で接続料を設定することもやむを得ないが、NTT東西においてはLAN型通信網の接続料を設定するための改修作業をできる限り早期に終了させ、2009年度内に接続約款変更認可を受けられるようにすることが適当であるとしております。

最後に、IP-IP接続の接続料についてでございます。NTT東西間のテレビ電話は、地域IP網では収容局接続、NGNではIP-IP接続と異なる接続形態でのサービス提供となりますが、地域IP網の収容局接続の場合につきましては、お互いにIP網同士のIP-IP接続の形態を実質的にとっておりまして、NGNのIP-IP接続

も接続料設定が必要であると考えられる。また、トラフィック把握をしない、インターネットにおけるピアリングやトランジットのような仕組みを採用する考え方もあるわけではございますが、NGNは統合管理型のIP網であり、他事業者の利用実態を把握することは可能であること、また、コストに適正利潤を加えた事業者間均一の料金で競争事業者が利用可能とすることが公正競争を確保する観点から必要であることから、NGNのIP-IP接続について接続料を設定することが必要としております。

このため、IP-IP接続について、少なくとも2009年度接続料までは将来原価方式により接続料を設定することが適当である。ただし、コストドライバの検討には一定期間要することから、当分の間は相対取引で接続料決定することはやむを得ないとしております。そして、フレッツサービス機能、あるいはIP電話サービス機能の接続料と全く同様に、NTT東西においては原則として2008年度内に約款変更認可を受けられるようにすることが適当である。なお、IP-IP接続においては、接続事業者のサービス提供方法等によっては、接続料の設定と並行して設備増強やその負担方法のあり方の検討が必要となる場合も考えられる。その場合であっても、少なくとも2009年度内を目途に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当であるとしております。

続きまして、接続会計の設備区分についてでございます。これにつきましては39ページ目をお開きください。まず、設備区分のあり方でございますが、設備区分につきましては原則として一の設備区分に帰属する費用等が、一の機能の接続料算定に対応するように、設備区分の設定を行うことが必要である。その際、設備区分別費用明細表等は、PSTNに係る設備区分やIP網に係る設備区分等が混在した表となっているが、少なくともNGNとそれ以外のネットワークを分けるなど検証容易性を高める措置をあわせ講じることが適当と考えられる。また、コストドライバにつきましては、NGNの設備コストについて、ルーティング伝送機能相当の機能、IP電話機能、IP-IP接続の費用、これを分計することが問題となる。この場合も、単にパケット量で分計する方法、それからQoSのレベル等を加味してパケット量を比率化して分計する方法など複数の選択肢が想定され得るところである。このため、NTT東西においては、コストドライバに係る問題点の解決策の検討に着手することが必要で、できる限り早急に結論を得て2008年9月末までに総務省にその内容を報告することが適当である。なお、コストドライバの内容によっては、当該コストドライバに係る実績データを把握するために、

新たにシステム構築が必要となる場合も想定されるわけですが、この場合であっても実績データの把握にシステム構築が不要である、代替可能な暫定的なコストドライバもあわせて検討し、2008年9月末までに総務省にその内容を報告することが適当であるとしているところでございます。

続きまして、3. 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定についてでございます。このNTT東西のOSU共用の義務づけの議論につきましては、42ページ目、43ページ目、44ページ目の表にございますとおり、NTT東西等、そして競争事業者との間で、さまざまな観点で意見が大きく対立している状況にあるところでございます。

45ページ目以降が具体的な考え方でございます。まず、OSU共用についてでございます。これにつきましては、シェアアクセス方式の加入光ファイバは、NTT東西を含めるいずれの事業者も1芯分のコストを8契約で負担するより相当程度高いコストが、1契約ごとに必要となっている状況でございます。また、NTT東西にあつては、NGNのエリア展開に合わせて、地域IP網のBフレッツユーザに用いていた芯線とは別に、NGNのBフレッツユーザ用に新たに芯線を敷設することが必要となり、1芯当たりの契約数が著しく上昇することが必ずしも見込めない状況でございます。このため、コストの低廉化等を通じ競争の活性化を実現する効果をOSU共用が持っているということは事実である。しかし、OSUの共用をNTT東西に対し義務づけることについては、さまざまな問題がある。このうちサービス品質確保に係る問題や新サービス提供上の支障に係る問題は、事業者間の共通ルールを模索する余地が現時点で必ずしも否定されるものではないが、現在の分岐の仕組みを固定的にとらえることが適当かどうか、また、サービス競争や設備競争に係る問題に加えて、NTT東西の経営の自由や営業の自由を制限することが可能かどうか、判断が分かれるところでございます。このOSUの共用につきましては、FTTHをめぐる市場環境・競争環境等を考慮して、その適否を判断することが必要であるとしております。

また、この問題の第2のアプローチといたしまして、OSU共用の目的が接続料負担を低減させることであれば、OSU共用以外の手段によっても実現することが可能ではないか。例えば、各事業者が従来どおりOSUは専用するが、シェアアクセス方式の芯線に係る総コストを事業者合計の分岐端末回線数で除すことにより、分岐端末回線単位の接続料設定を行うことも考えられる。この点、例えば設備競争を否定する施策では

ないか、あるいは設備を効率的に利用しようというインセンティブがなくなり、モラルハザード的な借り方を助長するのではないかとといった意見がNTT東西等から出されているところがございます。この点、現行の加入光ファイバ接続料においては、未利用芯線に係るコスト、これを接続事業者の間で分担している状況にあることを踏まえると、分岐端末回線単位の接続料設定、そして未利用分岐端末回線コストを接続事業者で負担するということは、これと同様の取り扱いと考えることも可能ではないかと考えているところがございます。

また、NTT東西が主張するモラルハザード的な利用の防止については、例えば1分岐回線目の接続料は、8分岐合計の接続料の相当の割合を占める額を「基本料」として設定し、2分岐回線目以降は、残りの額を平均した額を「加算料」とするなどの措置を講じることも考え得るところでございます。ただし、この考え方につきましては、例えば「基本料」を低く設定し過ぎると、モラルハザード的な利用の抑止効果が低下してしまうこと、逆に47ページにございますとおり、「基本料」を高く設定し過ぎますと、接続料を低減させる効果が十分に達し得なくなるという問題があること、また「基本料」の設定額にかかわらず、未利用部分に係るコストは最も多くの分岐端末回線を保有するNTT東西が最も多くの額を負担することになってしまうこと、こういった点に留意した上で、その適否を判断することが必要ではないかといたしております。

この問題に関する第3のアプローチといたしまして、Bフレッツに係る機能をアンバンドルしてキャリアズレート方式で接続料を設定することも考えられるとしております。この考え方につきましては、ISP接続としてISP事業者も要望しており、アクセス回線部分だけを見れば、現在よりもNTT東西に近い料金水準で利用できるようになること。他方、Bフレッツに係る機能を接続料化したとしても、アクセス回線を分岐端末回線単位で競争事業者のIP網に直接接続するというニーズにこたえることはできない。こういった点にも留意した上で、その適否を判断することが必要であるといたしております。

以上、3つの方向性を検証したわけでございますが、どのような方向性が適切かについては、現在のFTTH市場の市場環境・競争環境等を踏まえたそれぞれのメリット・デメリット等に関する今後予定される意見招請結果等を踏まえて、最終的に整理をしていくことが適当ではないかとしております。

次に第5章、その他でございますが、まず、接続に関する同等性の確保等ございま

す。2ページ飛んでいただきまして、50ページをおあげいただけますでしょうか。接続に関する手続等につきましては、NGNには、これまで第一種指定電気通信設備に対して講じられている接続の手続やコロケーションルール等が適用されることとなるが、商用開始のされていない現段階では、これに加えて新たに必要となる具体的な手続は想定されない。したがって、総務省においては、商用開始後の接続に関する状況やコロケーションに関する状況を注視し、適時適切に対応することが適当であるとしております。また、網機能提供計画についてでございますが、これにつきましては接続を前提としないネットワーク構築等がなされると円滑な接続は妨げられるため、そのチェックの観点から設けられたものでございます。この点、ルータ等は接続を前提として開発されたものがほとんどでありますから、あえてルータ等を網機能提供計画の対象として事前にチェックすることまでは現時点では必要ではないと考えられる。ただし、情報開示告示におきましては、情報提供時期の定めは現在ないことから、原則として事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように情報開示告示を改正することが適当である。また、ルータ等が網機能提供計画の対象外であっても、特定の事業者網との接続においてのみ利便性を有するネットワーク構築をすることがないように、NTT東西においては留意することが必要であるとしております。

次に、スタックテストの関係でございますが、これは52ページ目の下から53ページ目にかけてでございます。ここにありますとおり、それぞれフレッツサービスに係る機能、53ページ目のIP電話サービス機能、イーサネットサービス機能、それぞれこれらの接続料は新たに接続料が設定されるものであるなどの理由に基づき、スタックテストの対象とすることが適当といたしております。また、IP-IP接続機能につきましても、ひかり電話をスタックテストの対象とすることにより、IP-IP接続に係る機能の接続料も検証の対象とすることが当面は適当である。しかし、今後は当該機能を利用してひかり電話以外のサービスが提供されることも考えられ、IP-IP接続に係る機能を利用したサービスをスタックテストの対象とするためには、機能を役務単位で細分化することが必要となる。このため、役務単位で機能を細分化することの適否を含めて、今後さらに検討を深めることが必要であるとしております。

次に、映像配信プラットフォームのオープン化等でございます。55ページ目をお開きください。コンテンツ配信事業者は一般的には電気通信事業者に該当しないので、接続関連規制による保護対象とはならないし、接続応諾義務による保護対象ともならない。

このため、電気通信事業者でない者とのSNI接続を想定する収容ルータには、標準的POIは設置されておらず、SNIのインターフェースの開示は、NTT東西による自主的な開示にゆだねられている状況となっている。これに加え、コンテンツ配信事業者からは、電気通信事業者でないことに起因する差別的取り扱いを懸念する意見が示されている。NTT東西においては、SNI接続について、接続の拒否事由やコロケーションルールなどは電気通信事業者の接続に準じた取り扱いをするなどの自主的な取り組みが求められる。この点、コンテンツ配信事業者からは、みずからを接続ルールの適用対象とすることを求める意見が示されているが、現行制度上、コンテンツ配信事業者を接続ルールの適用対象とすることは困難であり、コンテンツ配信事業者に対する接続ルールの適用は現時点では適当でないが、総務省においては、必要に応じコンテンツ配信事業者と接続ルールとの関係について検討を行うことが適当である。また、NGNの商用開始時点においては、他社網に接続するコンテンツ配信事業者からNGN加入者へのコンテンツ配信は技術上の問題からできない状況となっており、できる限り早期に当該形態によるコンテンツ配信が可能となるように取り組むことが適当であるとしております。

次に、固定通信網と移動通信網の円滑な連携についてでございます。これは56ページの下からでございますが、現時点におけるNGNは、収容ルータに収容するアクセス回線としては、光ファイバ回線しか想定していないので、移動網と統合するネットワークとしての現実的な姿はいまだ見えていない状況でございます。この点、移動網との融合やFMCサービスの提供がいまだ見えていない段階で、接続ルールの観点から具体的な検討を行うことは差し控えるべきと考えられますが、NTT東西のFMCサービスにつきましては、県域を越えて役務の提供や料金設定を行う場合には、活用業務認可を受けることが必要。NTTドコモとの排他的な設備構築や排他的な共同営業の禁止といった公正競争確保のための措置を講じることが必要。こういった考え方を基本とすることは適当である。いずれにしても、移動網との融合やFMCサービスについては、その現実的な姿が明らかになった段階で改めて検討を行うことが適当であるが、その際、両ネットワークの統合を意識した公正競争確保のあり方を検討する視点が重要となる。これに関し、指定電気通信設備制度についても、IP化の進展に伴う市場統合の動き等を踏まえて包括的な見直しを行うこととしており、このような動きも踏まえながら、移動網との融合等の問題については、さらに検討を深めることが適当であるとしております。

す。

次に、I P v 4 から I P v 6 への円滑な移行についてでございます。58 ページ目でございますが、NGNではNTT東西がI P v 6 アドレスを利用者に提供することとなっているものの、当該I P v 6 アドレスはNGNの閉域網内のサービスを利用するためのものであり、インターネット接続に利用可能なものとはなっておりません。また、I S P 事業者が、インターネット接続サービスのためにI P v 6 アドレスを利用者に対して提供することについては、マルチプレフィックス問題があることから、現時点では制約の伴う仕組みとなっているところでございます。しかし、今後のI P v 4 アドレスの枯渇予想を踏まえると、NGNでI P v 6 アドレスを用いたインターネット接続サービスが利用できることは利用者利便の観点から不可欠であり、NTT東西においても、I S P 事業者が利用者に対しI P v 6 アドレスを提供可能となるように技術的問題の解消について早急に検討することが必要である。また、I P v 6 への移行スケジュールや移行後のI P v 4 の扱いを十分事前に周知・公開するとともに、移行期にあつてはI P v 4 とI P v 6 による接続との間で不当な差別的取り扱いを回避するなど、公正競争を確保する観点からの自主的な取り組みを行うことが必要である。総務省においてはその状況を注視し、必要に応じて適切な対応をとることが必要であるといたしております。

最後に第6章、接続ルールの見直しについてでございます。今回の検討は、NGNの商用サービス開始前の段階において、長期的なスパンでルール策定をすることは困難であることから、フレッツサービスについて2010年度までに現行Bフレッツサービスエリアまで拡大することなどを踏まえ、おおむね2010年度までを視野に入れて行ったものでございます。この2010年度までの普及・構築期と2011年度以降のそれを踏まえた発展期とでは、接続ルールを検討する前提も大きく異なることが想定されることから、本答申を受けて行われる制度整備後3年を目途に、NGN接続ルールの見直しを検討することが適当である。なお、上記の時期にとらわれずに、NGNの商用開始後、接続ルールに見直すべき点が生じた場合は、適時適切に見直すことが必要である。例えば、第一種指定電気通信設備の指定範囲やアンバンドル機能については、毎年度の競争セーフガードによる検証の中で適宜対応するなど、NGNをめぐる競争環境の変化に即応した接続ルールの見直しを適宜行うことが必要といたしております。

説明は以上でございます。

○根岸部会長 非常に詳細な報告をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、ただいまの次世代ネットワークに係る接続ルールのあり方について、接続委員会からの報告書が出ておりますので、これにつきましてご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

○酒井部会長代理　よろしいでしょうか。接続委員会で大分議論したんですが、例えばこここのところでアンバンドルはいいんですが、接続料と書いた瞬間に結構いろいろ実際検討すべきことがいっぱいありまして、例えばの話ですけれども、今までの電話というのは電話だけだったわけですが、少なくとも今回のNGNは最低限インターネットトラフィックと、それから電話が入るだろうと、映像が入るかもしれないと、そういったときに、ちょっと映像を抜きにまず考えたときに、インターネットトラフィックと電話で接続料という概念をどう考えるのかということで、例えばの話ですけれども、例えが悪いかもしれませんけれども、航空機でファーストクラス、ビジネスクラスと安売りチケットでコストを出せと言われたら困ると思うんです。料金は出せますけれども、多分体重もそんなに変わらないでしょうし、あんなに面積も変わらないはずですから、そのような形がちょうど安売りチケットがもしかするとインターネットトラフィックで、ビジネスクラスや何か電話みたいになりますから、コストがほんとうにうまく出るのかという心配がもう1つと。

それからもう1つ、今度映像が入ってきますと、映像は多分電話と同じようにQoSは非常に保証されますけれども、大体映像のトラフィック量というのは最低限でも10倍、数十倍以上電話しますので、もしトラフィック量に近いような接続料を設定すると、片一方は片一方の数十倍になって、多分だれも映像を使わないだろうと。こうなりますので、意外とその辺がどういう、経済学者の方がいろいろと仮定を言ってやられることも多いと、私どもは非常に個人的に興味がありますので検討したいとは思いますが、そんなに簡単にホイとコストが出るものではなくて、やはり多少はある程度の仮定をもとに何らかのあいまいさは残る形になるのではないかなと予想しております。ちょっと補足ですが。

○根岸部会長　ありがとうございました。ほかに。
どうぞ。

○古市料金サービス課長　大変貴重なご指摘だと思っております、先ほどNGNのアンバンドルの検討上の留意点におきまして、1点目の留意点といたしまして、IP網におきましては1つの設備で複数の機能を提供するというようなことがございますので、

そういった1つの設備にかかってくる費用をいかに分けていくかということが非常に大事な点だと考えているところでございます。

39ページ目の設備区分のあり方の下のコストドライバのところにもございますけれども、これにつきましては、例えば単純なパケット量で分計するかとか、あるいはそうではなくてQoSレベル等を加味してパケット量を比率化して分計するなど、いろいろなアプローチが考えられるところでございますけれども、このコストドライバをどうとらえていくかということが、特に接続料設定に当たりましては極めて重要だと思っておりますので、いろいろな多角的な検討を踏まえて、今後審議会でもきちんとご議論いただきたいと思っております。

○根岸部会長　ほかにございますでしょうか。はい、どうぞ。

○辻委員　非常に詳細な検討と思います。まだどうなるかわからないところを事前に想定されて、さらに今までの経験を踏まえ、今後のスムーズなマイグレーションとNGNへの移行が配慮されていると思います。

それで、幾つかわからない点をお聞きします。まだ将来~~まだ~~どうなるかわかりませんから、3年という期限を設け、見究めようとの趣旨と理解しています。NGN自体についてアンバンドルとか、接続料金等々の考え方がまだ出ていない中で、当面の接続料について、将来需要を見込み計算するという原則が出ています。具体的にはどのように将来需要を予測をされたのでしょうか。現在のダークファイバの接続料については、実際値は予想されたよりはるかに少ない需要しか実現しませんでした。光ファイバーのサービスがどのように伸びていくと予想されておられるのかお聞かせ願えるとありがたいです。

○古市料金サービス課長　まず、先ほど報告書の中にありましたとおり、実績原価方式、あるいはLRIC方式ということはなかなか難しいということでございますので、将来原価方式のアプローチというのが、まずは適当ではないかという大前提がございます。

それぞれの、例えばフレッツサービス機能でありますとか、ひかり電話機能、それぞれについて、接続料原価を具体的にはじくときに、将来原価方式で仮に算定するとすると、需要とか費用を見込むわけでございますけれども、それについてはそれぞれに応じた合理的な需要、それから費用の見込みをそれぞれしていただくことだと思っております。その中身についても、また実際の接続料算定の際には審議会できちんとご議論いただきたいと考えております。

○根岸部会長 先生。

○東海委員 今、事務局からお話ございましたとおりでして、接続委員会での議論の中で、今、辻先生がご指摘されたような算定方式のいわば分母ですか、ボリュームのほうについてのどういうものを使うかということに関する議論はいたしておりませんが、具体的に展開をするときは、ある意味でかなり重要な問題だろうと思うんです。

しかしながら、この40ページに図7：接続料の算定方法等というのがまとめられて、お気づきのように、2008年というのがとりあえず商用化が始まって具体的な姿が見えてくる段階なので、基本的には今現在のサービスの提供の水準をある意味ではキャップにしているんですね。と、私はそういう理解をしています。これは議論したわけではありません。で、しているわけです。そして、その次の段階の2009年になってくると、いろいろな諸環境が具体化してわかってくると、像が出てくる、見えてくるといところでもって、将来原価にはまず突っ込めるだろうと。将来原価のときの、その突っ込み方も、あくまでもやはり2008年度の頭を押さえているところの水準、それであればNGNにする意味がないわけです。あくまでもこれは便利になって安くなるということが前提です。そういう意味の、そういう方式が議論されて決定しているというわけでは全くありません。これはただの私見ですけども、そういう現実こういう過程をどういうふうにして我々が受けとめるかという暗黙の了解みたいところが枠の中であって、それでそういう方式に入っていく、ステップを踏んでいくと。その間には実績が大体わかってくる。先ほどおっしゃったようなコストドライバの算定方式によって具体的な接続会計の展開も詰まってくるでしょうということですから、その次のステップがあるというぐあいになりますので、あまり、こういう方式をとったからピョンと、例えばあるサービスに対して突拍子もない接続料金やら、あるいは逆にユーザ料金に跳ね返るような水準のものが出てくるとい考え方は持っていないと見ながら、それは暗黙の了解の中でそれを考えていこうという努力をしようというようなことではないかなと、私は個人的に思っております。

○根岸部会長 どうぞ、ほかにございましたら。

○酒井部会長代理 もう1点よろしいですか。

ちょっとこれはあまり接続委員会の中で議論しなかった話なので、急に言うとあれなんですけれども、事務局のほうに後で教えていただきたいのは、例えばIPv6の話が最後のほうにありまして、ちょっとここまではあまり十分に議論ができなくて、最近考

えてみたんですけれども、58ページのIPv6に関する議論ですと、現在のIPv6アドレスはNGNの閉域的なサービスを利用するためだけのものであり、インターネット接続に十分利用可能とはなっていないと書いてありますけれども、ある意味では将来的には全部グローバルなIPv6アドレスがNGNで使えるのが当然のような気がしますし、そういうことを志向するように書いてあるような気がいたしますが、逆にそうなってくると、ちょっときわどい解釈がISP事業者というものがあるのかという……。IPv6アドレスを全部NGNが持って、みんな利用者が提供できるのなら、その外に出てしまうので、何かその辺の考え方も少し変わってくる可能性もあるのかもしれないと思ひまして、ちょっとこれはまだ今後の検討の話ですけれども、ISPそのものがNGNになってしまうような気もしますので、少しまた調べていただきたいと思ひます。

○根岸部会長 はい、どうぞ。

○古市サービス料金課長 先ほど少しご説明しましたとおり、現在の問題としては、NGNにおきましてはあくまでIPv6アドレスが閉域の中だけで使えるわけですが、逆にISP事業者がその閉域網内のユーザに対してインターネット接続をするためのグローバルなIPv6アドレスを割り当ててしまうと、その2つのIPv6アドレスが競合するような形になってしまいまして、仮にNGNのIPv6アドレスでインターネットに出て行ってしまうと、戻って来れなくなるという、いわゆるマルチプレフィックス問題というのがございます。必ずしも閉域網内でのアドレス割当というのが否定されるものではないのではないかと思うんですけれども、先生がおっしゃるとおり、今後いろいろな課題・問題が出てくると思ひますので、また、このIPv6移行の問題につきましても総務省としてもきちんと議論、それから整理をしていきたいと考えております。

○根岸部会長 ほかにいかがでしょうか。

この報告書を、もし今ご意見がございませんようでしたら、この報告書はこの部会の答申（案）ということで、意見招請を行うということになるわけですが、そのようなことはいかがでしょうか。意見招請に付してよいかどうかということですが。よろしいですか。

それでは、そのようにさせていただきます。

本件につきましては、「情報通信審議会議事規則」の規定に従ひまして、いわゆる意見招請、パブリックコメントに付すということでありまして、本件に関する意見招請期間は、2月28日までといたします。そして、また接続委員会において引き続き検討いた

だくということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様あるいは事務局から何か
ございますでしょうか。よろしいですか。

閉 会

○根岸部会長　それでは以上で、本日の会議を終了いたします。次回の部会につきましては別途事務局よりご連絡ということでもありますので、本日はこれで終了いたします。
どうもありがとうございました。